

父が書き残した自筆証書遺言の有効性が争われた事例

相続

事案の概要

70代 男性

90代の父が亡くなり、母（90代）、相談者（兄）、弟、妹が相続人として残されました。

父は、自宅の土地（評価額数千万円～1億円程度）を全て相談者（兄）に相続させるという自筆証書の遺言を書き残していました。相談者（兄）は、司法書士の先生にお願いして、すでにこの遺言に基づいた移転登記を行っています。しかし、母親や弟たちはこの遺言の有効性を争い、移転登記の変更（更正）を求めて裁判が提起されてしまいました。

解決結果

3年あまりの裁判を経たうえで、裁判上での和解により解決しました。

父が作成した自筆証書遺言が有効であることを前提として、移転登記は有効であるとする一方でその他の父名義の預貯金等、さらには訴訟係属中に亡くなった母親の遺産は弟たちが取得するということで合意に至りました。

担当弁護士からひとこと

父の年齢、判断力、身体能力等から、勝訴、敗訴どちらに転んでもおかしくはなさそうな印象の事案でした。

同居の有無といった生前の父との関係性、いいかえれば父が相談者（兄）にそのような遺言を作成する動機があるかとか、遺言の筆跡が父のものといえるかなど、様々な争点がありました。

尋問を経た上で、相談者（兄）の勝訴は手堅そうな展開となりましたが、他方で相談者（兄）が土地を取得できた場合、弟たちの遺留分を侵害する内容となることなど、判決後も紛争が長期間継続することが明らかでした。相談者（兄）の意向を踏まえ、絶対に土地を取得できることを最優先に考え、和解による解決を図りました。